

裁判所法の一部を改正する法律案に対する修正案

裁判所法の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

第十四条の二の改正規定中「裁判所書記官、家庭裁判所調査官その他の」を削り、「修養」の下に「並びに裁判所書記官、裁判所速記官及び家庭裁判所調査官の養成」を加える。

第五十六条の二の改正規定中「裁判所書記官、家庭裁判所調査官その他の」及び「並びに」を削り、「をつかさどる」を「裁判所書記官、裁判所速記官及び家庭裁判所調査官の養成をつかさどる」に改める。

第六十条の三を削る改正規定及び第六十五条の改正規定を削る。

附則第四条のうち第六条の改正規定中『改め、「裁判所速記官補」を削る』を「改める」に改める。

附則第六条を削る。